

京都市告示第262号

京都市勧業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勧業館条例第4条第1項ただし書の規定に基づき、供用しない施設及び日について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和6年7月5日

京都市長 松井 孝治

1 供用しない施設

京都市勧業館

2 供用しない日

令和6年8月14日（水）から令和6年8月15日（木）まで

（産業観光局クリエイティブ産業振興室）